

平成28年11月8日

居宅介護支援事業所 管理者 各位

鯖江市健康福祉部長寿福祉課長

指定認知症対応型共同生活介護等における利用者が
認知症であることの確認方法について（通知）

平素から、市の介護保険行政に御協力いただき厚く御礼申し上げます。

認知症対応型共同生活介護サービス、または認知症対応型通所介護サービスの利用において、その利用者が認知症であることが要件となっています。したがって、サービス開始に当たり、当該事業所は、医師の意見書等により利用者が認知症であることの確認を行う必要があります。

今回、当該サービスにおける利用者が認知症であることの確認方法について、一部見直しましたので通知します。

なお、この「利用者が認知症であることの確認方法」については、平成28年4月27日、市内認知症対応型通所介護事業所に対して、文書にて通知していることを申し添えます。

記

○原則として下記により確認することとします。

①主治医の意見書等に認知症との診断名または日常生活自立度Ⅲa以上の記載があること。
(意見書等を保管すること。)

②医師を含むサービス担当者会議で認知症との記録があること。
(記録し保管すること。)

③介護支援専門員が医師より認知症であるとの確認をし、その記録があること。
(記録し保管すること。)

○主治医より認知症の確認がとれない場合、下記の取り扱いでも可とします。

サービス担当者会議や、介護支援専門員のアセスメント等において、当該利用者にとっての認知症対応型共同生活介護サービス、または認知症対応型通所介護サービスの必要性および利用目的を十分に検討・確認し、その検討・確認した内容、日時および確認した者の所属、氏名を記録し保管してください。